

緊急一時保護事業実施要領

令和4年 3月 7日 管理者決定
令和8年 3月 31日 改正

(目的)

第1条 この要領は、特別区人事・厚生事務組合（以下「特人厚」という。）が所管する厚生関係施設（以下「施設」という。）において実施する緊急一時保護事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 緊急一時保護事業

福祉事務所長が緊急対応を要すると判断した世帯について、施設における事業用居室を、期間を定め利用させる事業をいう。

(2) 厚生関係施設

特別区人事・厚生事務組合保護施設条例（平成17年特別区人事・厚生事務組合条例第17号。以下「保護施設条例」という。）により設置した生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第2号に基づく更生施設及び同項第5号に基づく宿所提供施設並びに特別区人事・厚生事務組合宿泊所条例（平成17年特別区人事・厚生事務組合条例第18号。以下「宿泊所条例」という。）により設置した社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第8号に基づく宿泊所をいう。

(事業目的と支援)

第3条 この事業は、居所を喪失し即日の対応等を要する世帯の生活困窮状態を解消することを目的に、次に掲げる支援を行う。

(1) 居室の提供

(2) 日常生活用具等の貸与（ただし、寝具については利用者が持参するものとする。）

(3) 福祉事務所長が行う生活、健康、住宅等の相談及び指導への協力

(利用対象者)

第4条 事業の利用対象者は、福祉事務所長が、緊急対応を必要とし、かつ、他の施策により適当な居所を確保することが困難と判断した者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 家族を利用対象とする宿泊所にあつては、家族及び女性単身者で、居室の提供及び軽易な生活支援等により生活可能なもの

(2) 家族を利用対象とする宿所提供施設にあつては、家族及び女性単身者で、生

活保護を受給し生活支援・援助を必要とするもの

(3) 更生施設けやき荘及び東が丘荘にあつては、女性単身者で、生活保護を受給し日常生活の支援・援助のほか、給食等現物給付を必要とするもの

(4) 男性単身者で、り災により居所を喪失したもの

2 前項に定める利用対象者は、次の全ての項目に該当する者とする。

(1) 女性相談支援センター、母子生活支援施設、高齢者緊急一時保護事業等の他の緊急一時保護施策が利用困難な者又は現に他の緊急一時保護施策を利用しており、当該利用期間終了後の転出先の確保が困難な者

(2) 施設の設備、環境で日常生活に支障がない者

(3) 施設での集団生活に支障がない者

(4) 更生施設、宿所提供施設にあつては生活保護受給者又は要保護者、宿泊所にあつては原則として宿泊所条例第3条に定める収入の範囲内の者

(利用期間)

第5条 事業を利用できる期間（以下「利用期間」という。）は、原則として3か月以内とする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合において、福祉事務所の依頼に基づき、特人厚厚生部施設運営課長（以下単に「施設運営課長」という。）が、必要と認めるときは、入所日から9か月を超えない範囲内に限り、3か月を超えない期間で利用期間を延長することができる。

(1) 利用者又は世帯員が入院加療したとき。

(2) 利用者又は世帯員が災害等により、相当の損害を受けたとき。

(3) 転居先が確定している利用者の世帯員が、幼稚園、小中学校、特別支援学校等の卒入学等の時期に当たるとき。

(4) 利用者及び世帯員が、民間住宅の賃貸借契約等により転居先が確定しており、入居日が決定している場合において、入居までに期間を要するとき。

(5) 利用者及び世帯員が、老人ホーム、母子生活支援施設等の福祉施設への入所日が決定している場合において、入所までに期間を要するとき。

(6) 利用者及び世帯員が、都営住宅等の公営住宅に当選している場合において、入居までに期間を要するとき。

(7) その他福祉事務所の長が特に必要と認めるとき。

3 次の各号のいずれかに該当する場合において、入所日から9か月を超えてもなお退所に至らず、かつ、利用者及び世帯員が施設での日常生活に支障がなかったと施設長が確認し、施設運営課長が必要と認めたときは、福祉事務所長、施設運営課長及び施設長の協議（以下「特例延長会議」という。）による合意に基づき、入所日から12か月を超えない範囲内で、利用期間を更に延長することができる。

(1) 転居先が確定している利用者の世帯員が、幼稚園、小中学校、特別支援学校等の卒入学等の時期に当たるとき。

(2) 利用者及び世帯員が、民間住宅の賃貸借契約等により転居先が確定しており、入居日が決定している場合において、入居までに期間を要するとき。

- (3) 利用者及び世帯員が、老人ホーム、母子生活支援施設等の福祉施設への入所日が決定している場合において、入所までに期間を要するとき。
- (4) 利用者及び世帯員が、都営住宅等の公営住宅に当選している場合において、入居までに期間を要するとき。
- (5) 前各号のほか、利用期間を9か月まで延長しても転出できなかった理由を明らかにした上で、更に延長することにつき必要性があると認められるとき。
- 4 前項第4号の規定に該当する者が、入所日から12か月を超えてもなお退所に至らない場合において、特例延長会議による合意に基づき、施設運営課長が必要と認めるときは、都営住宅等の公営住宅に入居するまで、利用期間を延長することができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、更生施設けやき荘及び東が丘荘において事業を利用する場合の利用期間は、1か月以内とする。この場合においては、前3項に規定する利用期間の延長は行わない。

(事業の利用手続)

第6条 事業の利用を希望する者（以下「利用申請者」という。）は、利用申請者の居所を所管する福祉事務所に申し出なければならない。

- 2 福祉事務所長は、前項の申出があったときは、利用申請者（当該世帯員を含む。以下第4項まで同じ。）の家族状況、現況、疾病状況等を調査し、事業の利用が適当と認める場合は、援助の方針と期間を定め、施設運営課長に事業の利用を依頼する。
- 3 施設運営課長は、前項の利用依頼を受けたときは、次に掲げる事由に該当する場合を除き、事業の利用を決定し、福祉事務所に回答する。
 - (1) 施設にこの事業用の空室がないとき。
 - (2) 利用申請者が利用することにより、他の当該施設利用者の支援に支障をきたすおそれがあると認められるとき。
 - (3) 前号のほか、事業に支障をきたすおそれがあると認められるとき。
- 4 事業の利用依頼に係る事務及び手続は次に掲げるところによる。
 - (1) 施設長は、施設運営課長に居室の空き状況等を連絡する。
 - (2) 福祉事務所長は、施設運営課に居室の空き状況等、利用の可否について照会する。
 - (3) 施設運営課長は、居室の空き状況等に基づき、利用の可否等について施設長と調整する。
 - (4) 施設運営課長は、前号の調整に基づき、福祉事務所に利用の可否、入所可能日等について回答する。
 - (5) 福祉事務所長は、前号の回答に基づき、施設運営課長宛てに、緊急一時保護事業利用依頼書（第1号様式。以下「利用依頼書」という。）及び緊急一時保護事業利用依頼調査書（第2号様式）を送付し、もって事業の利用を依頼する。更生施設・宿所提供施設にあっては、上記に加え、入所に係る依頼書の写しを送付する。ただし、緊急の場合に限り、利用依頼書以外の書類は、依頼後の送

付とすることができる。

(6) 施設運営課長は、前号の依頼を受けたときは、事業の利用決定を行い、緊急一時保護事業利用回答書（第1号の2様式。以下「利用回答書」という。）により当該利用決定について福祉事務所長宛てに通知する。

(7) 福祉事務所長は、前号の利用決定を受けたときは、利用申請者を施設へ移送し、入所の手続を行う。

（施設利用の手続）

第7条 前条により事業の利用が決定した利用申請者（以下「利用予定者」という。）は、次の各号により施設利用の手続を行う。

(1) 宿泊所の利用予定者は、特別区人事・厚生事務組合宿泊所条例施行規則（平成17年特別区人事・厚生事務組合規則第29号。以下「宿泊所条例施行規則」という。）第3条に基づく使用承認申請書を特人厚管理者（以下単に「管理者」という。）に提出し、使用の承認を受けなければならない。

(2) 前号の使用承認申請書に添付することとなっている宿泊所条例施行規則第3条第1項及び第2項に掲げる書類は、利用回答書の写しにより替えることができる。

(3) 更生施設又は宿所提供施設の利用予定者については、福祉事務所長が、生活保護法施行細則に定められた入所に係る依頼書を当該施設長に送付することにより、施設利用の手続を行うものとする。

(4) 前号の利用予定者の世帯員のうち、入所時から生活保護上の世帯分離措置の取扱いを受け、かつ、被保護者でないことが事前に明らかである場合、当該世帯員は、利用予定者による前号の手続と同時に、特別区人事・厚生事務組合保護施設条例施行規則（平成17年特別区人事・厚生事務組合規則第28号。以下「保護施設条例施行規則」という。）第6条に定める退所猶予の手続をとるものとする。

(5) 更生施設又は宿所提供施設の施設長は、生活保護法施行細則に定められた入所に係る通知書を福祉事務所長宛てに送付する。

（利用期間の延長の手続）

第8条 福祉事務所長は、利用期間の延長が必要であると認めるときは、緊急一時保護事業利用期間延長依頼書（第3号様式）により、施設運営課長に利用期間の延長を依頼する。

2 施設運営課長は、前項の依頼を受けたときは、第5条の規定に基づき利用期間延長の決定を行い、緊急一時保護事業利用期間延長回答書（第3号の2様式。以下「利用期間延長回答書」という。）により当該利用期間延長の決定について福祉事務所長宛てに通知する。

3 宿泊所の利用者に係る利用期間が延長されたときは、当該利用者は、宿泊所条例施行規則第16条に定める退所猶予の手続をとるものとする。この場合、同条に定める退所猶予申請書には、利用期間延長回答書の写しを添付する。

4 更生施設又は宿所提供施設の利用者（当該世帯員を含む。）のうち、生活保護

が廃止となったもの及び入所時に保護を必要とする状態にあるもの（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であったが、生活保護開始に至らなかったものに係る利用期間が延長されたときは、保護施設条例施行規則第6条に定める退所猶予の手続をとるものとする。この場合、前項後段に準じて文書を添付する。

（福祉事務所の役割）

第9条 福祉事務所長は、利用者に対し必要な相談・指導を行うほか、利用期間終了後の利用者の転出先確保等について、適切な措置又は対応をとるものとする。

2 前項に定めるもののほか、福祉事務所長は、次に掲げる援助を行う。

- (1) 更生施設を利用する場合は、入所時検診（「保護施設等新規入所者に対する感染症予防について」（平成14年東京都福祉局長通知））を行うものとする。
- (2) 宿所提供施設又は宿泊所を利用する場合は、福祉事務所長が必要と認める者について検診を行うものとする。
- (3) 利用者又は世帯員が転入学、保育又は介護の手続が必要な場合は、施設所在区と協議の上、援助を行うものとする。
- (4) 利用者及び世帯員が要保護者となったときは、生活保護法の運用について東京都福祉局生活福祉部保護課が示すところによる。

（施設の役割）

第10条 施設長は第3条に定める支援のほか、次に掲げる支援を行う。

- (1) 福祉事務所長が行う相談・指導に協力し、利用者に対する日常生活に係る相談・助言を行うとともに、利用者の健康や生活状態の把握に努める。また、適宜、福祉事務所長に対して、原則として文書によりその内容を報告する。
- (2) 入所時に日常生活用具を所有していない利用者に対して、不足する家具・什器等を無償で貸与する。ただし、生活保護受給世帯については、必要に応じて寝具、家具什器費等の一時扶助の適用を福祉事務所長に依頼する。
- (3) その他福祉事務所長に協力し、利用者が利用期間内に転出ができるように支援する。

（利用の終了）

第11条 福祉事務所長は、当初に定めた方針により、利用期間内に利用者を転出させ、事業の利用を終了する。

2 施設運営課長は、前項の規定にかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、福祉事務所長と協議の上、事業の利用を終了することができる。

- (1) 転出先が確保できたとき。
- (2) 長期間の入院等による治療が必要となったとき。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に定める感染症に罹患したとき。
- (4) 第5条第3項第2号から第4号まで及び同条第4項に定める事由に該当す

るとして延長の決定を受けた者が、自己の意思により入居又は入所を取り消したとき。

(5) 次条に定める利用者の遵守事項に違反したとき。

(6) 第13条に定める費用を3か月以上滞納したとき。

3 前項の規定により宿泊所における事業の利用を終了した場合、管理者は、宿泊所条例第6条に基づき、当該利用者及び世帯員に係る宿泊所の使用承認を取り消すことができる。

4 第2項の規定により更生施設又は宿所提供施設における事業の利用を終了した場合は、当該施設の施設長は、福祉事務所長と協議の上、当該利用者及び世帯員を退所させることができる。

5 第2項の規定により事業の利用が終了する場合は、福祉事務所長は、速やかに転出先の確保等適切な措置又は対応をとるものとする。

(利用者の遵守事項)

第12条 利用者は、保護施設条例及び保護施設条例施行規則、宿泊所条例及び宿泊所条例施行規則並びに施設の管理規程に定める事項並びに施設長の指示を遵守するものとする。

(費用負担)

第13条 利用者は、保護施設条例及び保護施設条例施行規則又は宿泊所条例及び宿泊所条例施行規則に基づき、使用料等の費用を負担するものとする。

附 則

決定の日から施行する。

なお、該当者については、令和3年4月1日に遡って適用する。

附 則（令和8年3月31日）

この要領は、令和8年4月1日から施行する。